

岐阜県建設工事共通仕様書等の改定概要

岐阜県発注工事の統一的運用を図るために定めている、建設工事共通仕様書、施工管理基準、写真管理基準(案)、工事関係書類様式、施工管理関係書類様式の改定を行うものである。

【主な改定点】

仕様書全体

- ・ 国土交通省、農林水産省等の共通仕様書改定に伴うもの
- ・ 誤字、誤記の修正
- ・ 適用すべき基準図書の追加、訂正、削除
- ・ 適用する法令、JIS、通知等の改正に伴うもの

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-20 建設副産物

- ・ 第4項「特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置」における工事請負契約書に定める事項について、工事請負契約約款の改正に伴い、「6 解体工事に要する費用等」から「7 解体工事に要する費用等」に変更
- ・ 第5項「再生資源利用計画」及び第6項「再生資源利用促進計画」について、資源有効利用促進法の政令及び省令の改正に伴い、「その内容を発注者に説明しなければならない」、「作成した計画は、工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。また、発注者から請求があった場合は、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。」を追記

1-1-21 監督員による確認及び立会等

- ・ 第7項「重点監督」の表1-3「段階確認一覧表」について、「地覆工、橋梁用高欄工」の規定を追加

1-1-27 施工管理

- ・ 第3項「標示板の設置」の図1-2「標示板の例」について、図の文言を修正
- ・ 第9項「工事情報共有化」、第10項「不具合等発生時の措置」を新設

1-1-45 保険の付保及び事故の補償

- ・ 第4項「法定外の労災保険の付保」を追加

1-1-47 主任技術者及び監理技術者等

- ・ 第 2 項「技術者の途中交代」において、監理技術者制度運用マニュアルの改正に伴い、「途中交代の条件」の文言を修正

第 2 章 土工

第 3 節 河川土工・砂防土工

2-3-10 3次元データによる出来形管理

- ・ 3次元データを用いた出来形管理要領の改正に伴い、適用する出来形管理要領を修正

第 4 節 道路土工

2-4-1 一般事項

- ・ 第 18 項「伐開除根作業範囲」の表 2-5「伐開除根作業」における「盛土高 1m を超える場合の古根株」について、「根元で切りとる」から「抜根除去」に修正

2-4-9 3次元データによる出来形管理

- ・ 3次元データを用いた出来形管理要領の改正に伴い、適用する出来形管理要領を修正

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 4 節 現場練りコンクリート

3-4-4 材料の計量及び練混ぜ

- ・ 第 3 項「練混ぜ」について、JIS 名称変更に伴い、JIS A 8603-2 の名称を修正

第 5 節 運搬・打設

3-5-5 締固め

- ・ 第 4 項「狭隘・過密鉄筋箇所における締固め」を追加

第 2 編 材料編

第 2 章 土木工事材料

第 8 節 瀝青材料

2-8-3 再生用添加剤

- ・ 表 2-28「再生用添加剤の標準的性状」における密度の注記について、「 $0.95\text{g}/\text{cm}^3$ 」を「 $0.95\text{g}/\text{cm}^3$ 以上」に修正

第 12 節 道路標識及び区画線

2-12-1 道路標識

- ・ 第 1 号「標示板」について、JIS 名称変更に伴い、JIS K 6744 の名称を修正

第 13 節 その他

2-13-2 合成樹脂製品

- ・ JIS 名称変更に伴い、JIS C 8430 の名称を修正

第3編 土木工事共通編

第1章 一般施工

第3節 共通的工種

1-3-2 材料

- ・ 第4項「路側防護柵の材料」において、第7号「防錆・防食」処理に関する文言を修正
- ・ 第5項「亜鉛めっき地肌のままの材料」において、JIS規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正。また、「付着量」から「膜厚」に修正
- ・ 第6項「視線誘導標の形状及び性能」の第2号「支柱」⑤亜鉛めっき地肌のままの場合において、JIS規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正。また、「付着量」から「膜厚」に修正

1-3-6 小型標識工

- ・ 第15項「溶融亜鉛めっきの基準」において、JIS規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正。また、「付着量」から「膜厚」に修正

1-3-7 防止柵工

- ・ 第3項「亜鉛めっき地肌の基準」において、JIS規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正。また、「付着量」から「膜厚」に修正

1-3-15 PCホロースラブ製作工

- ・ 第1項「円筒型枠の施工」において、浮き上がり防止装置について、「その内容を施工計画書に記載」を追記

1-3-25 銘板工

- ・ 第3項「橋歴板記載事項」において、記載する年月を「橋梁の製作年月」から「橋梁の完了年月」に修正

1-3-32 簡易鋼製品の塗装

- ・ 第2項「簡易鋼製品の溶融亜鉛めっき」において、JIS規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正。また、「付着量」から「膜厚」に修正

第4節 基礎工

1-4-4 既製杭工

- ・ 第15項「既製コンクリート杭の施工」において、JIS名称変更に伴い、JIS A 7201の名称を修正
- ・ 第16項「杭支持層の確認・記録」において、JIS名称変更に伴い、JIS A 7201の名称を修正

1-4-9 鋼管矢板基礎工

- ・ 第 11 項「鋼管矢板の溶接」の第 7 号「上杭の建込み」において、表 1-19「現場円周溶接部の目違いの許容値」について、誤記を修正

第 6 節 一般舗装工

1-6-1 一般事項

- ・ 第 8 項「3次元データによる出来形管理」において、3次元データを用いた出来形管理要領の改正に伴い、適用する出来形管理要領を修正

1-6-6 橋面防水工

- ・ 第 4 項「橋面防水工の施工」において、「床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない」を追記

第 7 節 地盤改良工

1-7-5 パイルネット工

- ・ 第 4 項「既製コンクリート杭の規定」の第 8 号「杭の施工」において、JIS 名称変更に伴い、JIS A 7201 の名称を修正

第 10 節 仮設工

1-10-16 トンネル仮設備工

- ・ 第 9 項「集じん装置の設置」において、「吸入性粉じん」を「レスピラブル（吸入性）粉じん」に修正

第 12 節 工場製作工

1-12-7 橋梁用防護柵製作工

- ・ 第 1 項「製作加工」の第 2 号「亜鉛めっき地肌のままの場合」において、JIS 規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正。また、「付着量」から「膜厚」に修正

第4編 河川編

第8章 河川維持

第7節 路面補修工

8-7-2 材料

- ・ 第3項「クラック防止シート」において、「設計図書」を「使用材料」に修正

第7編 道路編

第1章 道路改良

第3節 工場製作工

1-3-2 遮音壁支柱製作工

- ・ 第3項「防錆処理」において、JIS規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正

第11節 落石雪害防止工

1-11-2 材料

- ・ 第4項「ポケット式支柱工（溶融亜鉛メッキ）」において、JIS規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正。また、「付着量」から「膜厚」に修正
- ・ 第6項「落石防護柵工」の表1-4「落石防護柵の規格」において、JIS規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正。また、「付着量」を削除

第2章 舗装

第9節 標識工

2-9-2 材料

- ・ 第3項「標識の加工」において、JIS規格改正に伴い、溶融亜鉛めっきの「種類の記号」を修正

第7章 コンクリートシェッド

第3節 プレキャストシェッド下部工

7-3-6 受台工

- ・ 第3項「防錆処理」において、他工種との整合を図るため、防錆についての文言を修正

第8章 鋼製シェッド

第5節 鋼製シェッド下部工

8-5-6 受台工

- ・ 第4項「防錆処理」において、他工種との整合を図るため、防錆についての文言を修正

第9編 公園緑地編

第1章 基盤整備

第5節 植栽基盤工

1-5-2 材料

- ・ 第2項「土性改良工で使用する土壌改良材」において、第3号「有機質土壌改良材（針葉樹皮改良材）」の規定を追加
- ・ 第4号「有機質土壌改良材（バーク堆肥）」に「なお、未熟なバーク堆肥を用いると窒素欠乏による生育阻害をおこす恐れがあるので注意しなければならない」を追記

第7節 軽量盛土工

1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

- ・ 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定を追加

第8節 擁壁工

1-8-8 石積工

- ・ 第15項「雑割石張、雑石張」の規定を削除

第10節 公園施設等撤去・移設工

1-10-5 工事支障木対策工

- ・ 工事支障木対策工の規定を追加

第2章 植栽

第3節 植栽工

2-3-2 材料

- ・ 第2項「地被類の材料」において、第3号「材料の品質」に「草花類」の規定を追加

第3章 緑地育成

第1節 適用、第2節 適用すべき諸基準、第3節 植栽基盤改良工、第4節 樹木整姿工、第5節 樹木育成工、第6節 芝生地育成工、第7節 樹木冬期対策工、第8節 発生材等処理工

- ・ 国土交通省公園緑地工事共通仕様書の改正に合わせ、第3章 緑地育成を新設

第4章 施設整備（「第3章 緑地育成」の新設に伴い、以降の章番号ずれを修正）

第3節 給水設備工

4-3-1 一般事項

- ・ 第2項に「給水設備工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない」を追加

第 6 節 電気設備工

4-6-1 一般事項

- ・ 第 2 項に「電気設備工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない」を追加

4-6-2 材料

- ・ 第 1 項「電気設備工に使用する材料」において、JIS 規格改正に伴い、硬質塩化ビニル電線管の名称を修正。

4-6-5 監視カメラ設置工

- ・ 「なお、特に定めのない事項については、4-6-3 照明設備工の規定による」を追加

第 12 節 建築施設組立設置工

4-12-1 一般事項

- ・ 第 2 項に「建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない」を追加

第 5 章 グラウンド・コート整備

第 3 節 グラウンド・コート舗装工

4-3-2 材料

- ・ 第 7 項に「クレー舗装の混合材」の規定を追加

第 6 章 自然育成

第 2 節 適用すべき諸基準類

- ・ 「設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない」を新設

第 4 節 自然育成植栽工

6-4-5 林地育成工

- ・ 「第 3 章 緑地育成」の新設に伴い、林地育成工の規定を修正

第 12 編 土地改良編

第 4 章 水路工事

第 6 節 擁壁工

4-6-2 プレキャスト擁壁工

- ・ 第 2 項に「目地施工」の規定を追加

第 5 章 管類布設工

第 2 節 一般事項

5-2-1 適用すべき諸基準

- ・ 規格名称の誤記を修正

5-2-2 一般事項

- ・ 第 2 項「布設接合」の第 9 号「たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合」のなお書き「管長が 5m 以上で呼び径 700mm 以上を布設する場合」の規定を削除
- ・ 第 2 項「布設接合」の第 10 号「たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合」において、「砂基礎内」を「基床部内」に修正

第 3 節 管体基礎工

5-3-1 枕木及び梯子胴木基礎工

- ・ 「枕木及び梯子胴木基礎工」の規定を削除

第 4 節 管体工

5-4-4 鋼管布設工

- ・ 第 1 項「工場製作」の第 3 号「塗覆装」について、規格名称の誤記を修正
- ・ 第 2 項「据付」の第 1 号「据付」、第 2 号「溶接」について、規格名称の誤記を修正
- ・ 第 2 項「据付」の第 3 号「塗覆装」について、「呼び径 800mm 未満では人力による内面塗装を行わないものとする」を「呼び径 800mm 未満では人力による内面塗装を行わないことを原則とする」に修正。また、「ただし、内面塗装の施工管理、品質管理及び安全管理が確実に行われる場合は、この限りではない」を追記

5-4-5 弁設置工

- ・ 第 5 項「水弁等の内外面を塗覆装」について、規格名称の誤記を修正

第 7 節 防食対策工

5-4-4 鋼管布設工

- ・ 第 2 項「コンクリート構造物より 10m 以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装」について、規格名称の誤記を修正

第 6 章 頭首工

第 8 節 管理橋上部工

5-8-2 プレテンション桁の購入

- ・ タイトル「プレテンション桁購入工」を「プレテンション桁の購入」に修正
- ・ 第 1 項「プレテンション桁を購入する場合」について、産業標準化法の表記を修正
- ・ 第 2 項「桁」の第 3 号「コンクリートの施工」における蒸気養生を行う場合について、「コンクリートの打込み後 3 時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの」を「コンクリートの打込み後 2 時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないように留意しなければならない」に修正

第 7 章 ため池改修工

第 3 節 堤体工

7-3-7 掘削土の搬出工

- ・ 第 1 項「汚泥等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合」について、「建設汚泥処理土利用技術基準」を「建設汚泥処理土利用基準」に修正

第 7 節 浚渫工

7-7-1 土質改良工

- ・ 第 9 項「汚泥等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合」について、「建設汚泥処理土利用技術基準」を「建設汚泥処理土利用基準」に修正。また、「なお、第 4 種処理土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする」を追記